

平成20年9月9日

甲斐基男様

北海道後期高齢者医療審査会
会長 伊藤隆道



審査請求に係る口頭意見陳述の実施方法に係る申立てについて（回答）

平成20年7月23日付けで申立てのありました審査請求に係る口頭意見陳述の実施方法について、次のとおり回答します。

記

行政不服審査法（昭和37年法律第84号）第25条第1項において、審査請求人から口頭意見陳述の申立てがあった場合には、審査庁は、必ずその機会を与えなければならないと定められていますが、口頭意見陳述の具体的な実施方法については定められておらず、口頭意見陳述の実施方法については審査庁の裁量に委ねられていると解されます。（熊本地裁平成7年10月18日判決 平成3年（行ウ）12号）

行政不服審査法第31条において、審査庁は、必要があると認めるときは、その庁の職員に、審査請求人の口頭意見陳述を聞かせることができると定められていることから、

前回7月15日に実施した口頭意見陳述は、審査案件を迅速に処理するため、当審査会の事務局職員に審査請求人及び審査請求代理人の意見陳述の聴取と文章化をさせたところです。

この度、あなたから、口頭意見陳述における審査会委員の出席について申立てがありました。事務局職員が聴取しても審査請求人に不利益を及ぼすものではないことから、今回申立てのあった意見陳述についても、審査案件を迅速に処理するため、事務局職員に意見陳述を聴取させる予定としております。

なお、口頭意見陳述の公開についてであります。当審査会は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第129条の規定に基づき設置された道の附属機関であることから、道が定めた「附属機関等の設置及び運営に関する基準」に基づき運営することとされており、同基準の「第5 附属機関等の運営」3において、附属機関等の会議の公開については、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例 第

28号。以下「条例」という。)第26条に基づき、適切に対応するものとされ、その基本的な取扱いについては、「附属機関等の会議の公開に関する指針」によるものとされております。

同指針の2(1)において、附属機関等の会議の公開・非公開の決定は、条例の趣旨を踏まえ附属機関等の会長等が当該会議に諮って行うものとしてされていることから、当審査会は、平成20年5月28日に開催した会議において会議の公開・非公開について諮り、当審査会における審議の内容が個人のプライバシーに及ぶものであり、また、公開することによって審査会委員の自由な発言に支障が生じ、会議の公正な運営が損なわれると判断し、会議を非公開とすることを決定したところであり、この決定は、口頭意見陳述にも当然適用されることとなります。

北海道保健福祉部保健医療局
国民健康保険課内
北海道後期高齢者医療審査会
事務局 担当：永井
TEL 011-204-5246 (直通)

○「行政不服審査法」より抜粋

(審理の方式)

第25条 審査請求の審理は、書面による。ただし、審査請求人又は参加人の申立てがあったときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(職員による審理手続)

第31条 審査庁は、必要があると認めるときは、その庁の職員に、第25条第1項ただし書きの規定による審査請求人若しくは参加人の意見の陳述を聞かせ、第27条の規定による参考人の陳述を聞かせ、第29条第1項の規定による検証をさせ、又は前条の規定による審査請求人若しくは参加人の審尋をさせることができる。

○「高齢者の医療の確保に関する法律」より抜粋

(審査請求)

第128条 後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他この章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に不服がある者は、後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができる。

(審査会の設置)

第129条 後期高齢者医療審査会は、各都道府県に置く。

○「附属機関等の設置及び運営に関する基準」より抜粋

〔平成10年3月30日制定
平成20年5月1日一部改正〕

第5 附属機関等の運営

3 附属機関等の会議の公開については、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第26条を踏まえ、適切に対応するものとし、その基本的な取扱いについては、別紙「附属機関等の会議の公開に関する指針」によるものとする。

○「附属機関等の会議の公開に関する指針」より抜粋

〔平成17年4月1日策定
平成19年4月1日改定〕

1 目的

北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第26条の規定を踏まえ、「附属機関等の設置及び運営に関する基準」第2第3項に規定する附属機関等の会議の公開に係る基本的な取扱いを定めることを目的とする。

2 公開・非公開の決定

(1) 附属機関等の会議の公開・非公開の決定は、条例の趣旨を踏まえ附属機関等の会長等が当該会議に諮って行うものとする。

「北海道情報公開条例の解釈及び運用について」より抜粋

第2節 会議の公開

第26条（会議の公開）関係

本条は、附属機関等の会議の公開について定めたものである。

第26条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

趣旨及び解釈

- (1) 道政運営の透明性を高めるためには、各種の審議会、協議会等の附属機関及びこれに類するものの会議自体が公開で開催されることが必要である。本条は、このような趣旨から、附属機関及びこれに類するものは、原則としてその会議を公開することとしたものである。
- (2) 「これに類するもの」とは、法令又は条例に基づいて設置された附属機関以外のものであって、学識経験者等の意見を聴取し、道行政に反映させることを目的として、要綱、要領等に基づき設置されたものをいい、主として実施機関の職員で構成される内部的な研究会、協議会等は、含まれない。
- (3) 「許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務」とは、会議を公開することが適当でないと認められるものを例示したものである。
- (4) 「会議を公開することが適当でないと認められる」とは、審議の内容が個人のプライバシーや法人等の利害関係等に係るもの又は試験の成績判定等のように、公開することによって、個人や法人等の権利利益が侵害され、又は当該会議の円滑若しくは公正な運営が著しく損なわれると認められること等をいう。

し、通則法八四条二項は、一項の口頭意見陳述の手續につき、「異議審理庁は、必要があると認めるときは、その行政機関の職員に前項の規定による異議申立人の意見の陳述をきかせることができる。」旨規定し、右以外の口頭陳述の実施回数、時間、陳述録取の方法その他これについて定めた法規はない。全文録取ではなく要点録取とする旨の中桐らの回答はいささかも違法ではない。また、通則法七五条一項の異議申立制度の国税の賦課に関する処分が大量のかつ反復的に行われ、当初の処分が必ずしも十分な資料と調査に基づいてなされ得ない場合があることに照らし、まず、原処分庁に対する不服申立により、事案を熟知している原処分庁自身に再度の調査及び審理の機会を与え、簡易かつ迅速な救済をはかる目的で制定されたものであるから、その性質上、原処分に関与した担当官が異議審理手續に関与することを排除するものではない。

←
○国税不服審査手續において口頭意見陳述をいかなる方式で実施するかは、口頭意見陳述の趣旨、目的に反しない範囲で、事案の審理に当たる審査官の合理的裁量に委ねられている。

(熊本地平成七年一〇月一八日判 平成三年(行ウ)一二号、訟務月報四三
巻四号一二三九頁、行政判例集成(行政争訟法編)一卷七四七・96頁)

国税通則法(以下「法」という。)一〇一条一項によって準用される同法八四条一項によれば、担当審判官は、審査請求人から申立てがあったときは、口頭意見陳述の機会を与えなければならないとされている。法が口頭意見陳述権を認めた趣旨は、審査請求人の手続的権利を保障することによって、職権審理の専断を防止し、また、審査請求の審理が書面審理を基調としつつ、口頭意見陳述をさせることによって、書面のみでは十分にその意を尽くせないところを補充させ、もって、公正な審理に資するためであると解すべきである。しかしながら、口頭意見陳述の方式については法は何ら規定を設けていないことにかんがみるならば、いかなる方式でそれを実施するかは、右制度の趣旨、目的に反しない範囲で事案の審理に当たる審判官の合理的裁量に委ねられているとみるべきであり、ただ、口頭意見陳述の機会を与えたとしても、申立人にとって意見陳述が不可能に等しい機会を与えた場合のように、審判官が右裁量の範囲を逸脱したと認められるときは、審理手續は違法となり、裁決も取消しを免れないというべきである。

○国税不服審判所長に対する審査請求の審理手續において、審査請求人及び代理人ら合計九名全員が同時に臨席する方法での口頭意